



#### (2) 乗合バスの転落事故

1月16日（水）午後1時30分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客11名を乗せ運行中、前方を走行していた車両が停止したため追い越し、もとの車線に戻ったところ、対向車線から除雪車両を追い越しながら進行してきたトラックと衝突した。

当該バスは、衝突の弾みで道路左側に逸脱し、約2m下の路肩に転落した。

この事故により、当該バスの乗客7名が軽傷を負った。

事故当時の天候は雪で視界が悪く、路面は凍結していた模様。

#### (3) 高速乗合バスの車内事故

1月17日（木）午後3時23分頃、茨城県の県道交差点において、同県に営業所を置く高速乗合バスが乗客23名を乗せ運行中、信号待ちのため停車し、青信号で発進したところ、車内を移動していた乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

#### (4) 貸切バスの死傷事故

1月16日（水）午後2時42分頃、熊本県の市道において、福岡県に営業所を置く貸切バスが乗客13名を乗せ運行中、道路左側ガードパイプの切れ目から車道に出てきた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

#### (5) 貸切バスの追突事故

1月16日（水）午後3時30分頃、三重県的高速道路において、愛知県に営業所を置く貸切バスが乗客47名を乗せ運行中、前方の渋滞のため停止したトラックに追突した。

トラックは、更にその前の別のトラックに追突する多重事故となった。

この事故により、当該バスの乗客23名が軽傷を負った。

#### (6) 法人タクシーと路面電車の衝突事故

1月12日（土）午後1時45分頃、広島県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せ運行中、右折を開始したところ、後方から直進して来た路面電車と接触した。

当該タクシーは弾みでそのまま直進し、前方で停止していた軽自動車に衝突した。この事故により、当該タクシーの乗客2名と運転者、軽自動車の運転者の計4名が軽傷を負った。

現場は、片側2車線道路の中央に路面電車の軌道があり、当該交差点は右折禁止であった模様。

#### (7) 自家用有償バスの転落事故



また、「貸切バス」及び「タクシー」については、道路運送法に基づく標準運送約款において、旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みが禁止される物品を旅客が携帯している場合に事業者が運送の引受け等を拒絶できる旨を規定しており、今般の規則改正により、適切に梱包されていない刃物の車内への持込みはできなくなりました。

## 2. スケジュール

公布：平成31年1月18日（金）

施行：平成31年4月1日（月）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000367.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000367.html)

---

(3)平成30年度 東北運輸局自動車事故防止セミナーを開催します～視覚情報から考える輸送の安全確保～【東北運輸局発】

(配信日：H31.1.11)

東北運輸局では、平成29年における管内の自動車運送事業者に係る重大事故の特徴を踏まえ、平成31年2月18日に『平成30年度 東北運輸局自動車事故防止セミナー』を開催することから、下記のとおり聴講者を募集します。

## 記

1. 開催日時 平成31年2月18日（月）13:00～16:15（12:15開場）

2. 開催場所 TKPガーデンシティ仙台・ホール13A

（仙台市青葉区中央1-3-1 AERアエル13階）

3. 定員 240名

4. 講演内容

・講演1 事業用自動車の安全対策について

国土交通省自動車局安全政策課 担当官

・講演2 ドライブレコーダーを活用した運転者教育について

独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所 伴野 晋一 氏

・講演3 視野障害と自動車事故

東北大学病院 眼科 講師 国松 志保 氏

5. 申込方法

開催案内の「セミナー申込書」にて事前に申込みをお願いします。

申込み受付期間：平成31年1月10日（木）～平成31年2月4日（月）

（参加費無料。定員になり次第受付を終了します。）

※参加申込書等は東北運輸局ホームページからダウンロード願います。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/puresu/puresu/jg190110.pdf>

---

(4) [聴講者募集] 平成30年度自動車安全セミナーを開催します!【中国運輸局発】  
(配信日 : H31. 1. 11)

中国運輸局では、事業用自動車の事故削減を目的とし、自動車運送事業に携わる関係者を対象に、平成21年度から「自動車安全セミナー」を開催しています。第10回目となる今回は、健康管理の重要性や乗務員指導の取り組みをテーマとし、参加者を募集します。

#### 記

1. 日時 : 平成31年2月21日 (木) 13:00~16:00 (受付 12:00)
2. 場所 : ROC文化センター 7階 (広島市中区橋本町5-11)
3. 内容 : ①「事業用自動車の安全対策について」  
講師 : 国土交通省自動車局安全政策課  
②「Time is Brain!  
一脳卒中の予防から最近の治療まで、定期検診の重要性一」  
講師 : 広島大学大学院 脳神経外科学 (教授)  
③「乗務員指導の取り組みについて」  
講師 : 芸陽バス株式会社
4. 定員 : 150名 (先着順)
5. 参加費 : 無料 (どなたでも参加できます。)
6. 申込方法 : 「開催案内」の参加申込書欄に必要事項を記載の上、FAXにてお申込みください。

※参加申込書等は中国運輸局ホームページからダウンロード願います。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/release/19010901.html>

7. 受付期間 : 平成31年1月9日 (水) ~ 平成31年2月8日 (金)

※定員になり次第締め切らせていただきます。

---

(5) タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の導入の周知について

(配信日 : H30. 12. 28)

平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (昭和35年総理府令・建設省令第3号)」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設されました。

今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することに

より、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあります。

つきましては、自動車運送事業者の皆様におかれましては、下記の事項について留意いただくようお願いします。

## 記

○直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。

○降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

※チェーン規制に関する詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001110.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001110.html)

---

(6)継続的に安全に取り組む貸切バス事業者が増えています!～「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく認定について～

(配信日：H30.12.21)

貸切バス事業者安全性評価認定委員会において認定が行われ、最高ランクの三ツ星認定事業者は316者から78者増加し、394者になりました。

公益社団法人日本バス協会において実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づき、安全確保への取組状況が優良な貸切バス事業者について、貸切バス事業者安全性評価認定委員会の認定が行われました。

○ 認定年月日 平成30年12月19日（水）

※今回の認定は、既存の認定事業者の更新結果です。

※二ツ星の認定を2年間継続し、一定の基準を満たした事業者については、今回の認定から三ツ星として認定されております。

○ 総認定事業者 1,718者  
三ツ星（★★★） 394者  
二ツ星（★★） 328者  
一ツ星（★） 996者

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03\\_hh\\_000298.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000298.html)



配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。  
( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> )

**【参考】**

\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

